

平成31年 迎春



賀茂別雷(かもわけいかづち) 神社(上賀茂神社)

contents

- 01 年頭挨拶(池川署長・上野山会長)
- 02 平成30年度納税表彰受彰者
- 03 **特集01** ふるさと人物紀行(特別対談)  
大阪天満宮 寺井 種伯さん、石清水八幡宮 田中 朋清さん
- 05 らうんじ(読書のすすめ) 遠本 浩昭さん
- 06 ひろば (講話録 賀茂別雷神社 藤木 保誠さん)
- 07 税だより(マイナンバーカードでe-Tax)
- 08 税だより(申告に関するご質問や必要書類の確認などをしてほしい方は)
- 09 税だより(府税事務所からのお知らせ)
- 10 コラム (理と情) 北山 顕一さん
- 11 郷土の味めぐり メロンパン専門店 メロン・ドウ・メロン
- 12 名所ところどころ 浄土宗佐太本山 来迎寺
- 13 **特集02** 平成30年 税を考える週間報告
- 14 部会だより

郷土四市の地域を結び、繋ぐ



税と繁栄

門真納税協会

検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>





厳粛に行われた納税表彰式

- 公益社団法人  
門真納税協会会長感謝状**
- 井上 和久 納税協会代議員
  - 川本 和宏 納税協会理事
  - 笹田 正明 納税協会常任理事
  - 讃岐 信子 納税協会女性部会長
  - 西川 敬治 納税協会理事

**門真納税協会会長感謝状**

井上 和久 納税協会代議員

川本 和宏 納税協会理事

笹田 正明 納税協会常任理事

讃岐 信子 納税協会女性部会長

西川 敬治 納税協会理事

**門真税務署長納税表彰**

- 伊藤 榮保 納税協会理事
- 佐伯 忠雄 納税協会理事
- 大東 弘 納税協会理事
- 中島 勤 青申連常任理事

菊花薫る十一月十六日(金)、平成三十年度納税表彰式がホテル・アゴーラ大阪守口に於いて挙行されました。表彰状並びに感謝状を受彰(贈)されました方は、多年にわたり各団体の事業活動を通じて、組織の拡大・育成に努められるとともに、申告納税制度の普及・発展及び納税道義の高揚に極めて顕著な功績を挙げられた方々です。

◆今回の栄えある受彰(贈)は次の方々です。(順不同・敬称略)

**晴れの受彰者!**



**平成三十年度 納税表彰式**

謹んで初春のお慶びを申し上げます。納税協会会員の皆様には心新たに新しい年をお迎えのことと存じます。

また、門真税務署、税理士会はじめ関係各位には日頃から納税協会活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成31年の干支は己亥(つちのこ)です。己亥は、前年からの改革の流れを正しい筋道をつけてさらに推し進め、常に現場の実態を把握し、これをよき方向に導いていくことが求められる年であります。

税制では、今年10月から消費税の10%への増税と軽減税率制度が実施されることとなります。一方で、政府において消費増税後の反動減対策として、車購入時の減税や住宅ローン減税の期間延長などが検討されており、「税」は私たちの生活に密接なものとなっております。

国民の税に対する関心は一層高まっており、税を中心とした公益社団法人としての納税協会の役割はますます重要になっていると言えます。

今後、協会活動を実施するうえで、人口減少・高齢化、そして社会の仕組みの多様化などの社会環境の変化をしっかりと受け止め、地域に根ざした事業活動とPR活動を推進し、市民の方々と一緒になって企業の繁栄と地域社会の発展に貢献することが肝要と考えます。

併せて、納税協会の基本理念に基づき、納税意識の啓発事業や申告納税制度の推進、税務行政円滑化への協力等に積極的に取り組み、更には、小学校から大学校での租税教室を開催する租税教育活動にも精力的に取り組みで参ります。

また、2020年の門真納税協会の創立50周年に向け、準備委員会を立ち上げ、50周年に相応しい事業の検討を行ってまいりました。本年は実行委員会として本格的に始動して参ります。

本年も皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたしますとともに、引き続き協会活動へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



**新年のごあいさつ**



公益社団法人門真納税協会  
会長 上野山 実

平成31年の新春を迎え、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から適正な申告納税の推進と納税道義の高揚のため、多大な御尽力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

着任以来、各種会合、晴天に恵まれた四市の市民まつりや税を考える週間にちなんで開催していた「まちなかコンサート」等、いろいろな行事に参加させていただき、非常に充実した半年であるとともに、門真納税協会の地域に根付いた活動を身近に拝見させていただき、非常に心強く感じた次第であります。

また、租税教室の開催の拡充につきましても、皆様方の御協力をいただき、まさに「猪」のような勢いで開催校数は増加しています。平成31年の干支、亥年の「亥」ともされる動物の「猪」の肉には、万病さへも防ぐ、予防する力があるとされており、亥年には、「無病息災」の意味もある年とも言われています。皆様方にとって、「無病息災」の年になることを心からお祈り申し上げます。

さて、間もなく所得税等の確定申告期を迎えることとなります。



門真税務署長  
池川 雅昭

当署の確定申告会場である「守口門真商工会館」での申告相談は、2月18日(月)から3月15日(金)までとなりますが、社会保障・税番号制度及びe-Taxにつきましては、一層の定着・普及に取り組みでまいりますので、皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年も、個人資産税部会の皆様方を中心に地区相談会場の受付事務や、守口門真商工会館の「青色コーナー」での青色勸奨等に従事していただくなど、円滑な会場運営にお力添えをいただきたいと考えておりますので、御協力方、よろしくお申し込み申し上げます。

更に、本年10月1日からは消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。国税局、税務署では、引き続き、納税者へ制度の広報、周知等を積極的に取り組んでまいりますが、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、門真納税協会のご多幸の御発展と会員の皆様方の御事業の御繁栄並びに御健勝を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

- 門真税務署管内  
納税貯蓄組合連合会会長表彰**
- 石井 雅敏 桜町商店街納貯組合 組合員
  - 品川 幸子 納貯連推進員
  - 樋口 善信 四條畷納貯組合 組合員

- 近畿納税貯蓄組合連合会  
会長感謝状**
- 脇山 清男 納貯連理事

- 門真青色申告会連合会会長感謝状**
- 大倉 基文 青申連監事
  - 鈴木 英孝 四條畷青申会理事
  - 西尾 知大 守口青申会会員
  - 森永 真弓 大東市青申会事務局

- 大阪国税局長納税表彰**  
(平成30・11・12受贈)
- 山田 健 納税協会副会長



晴れの受彰者の方々



協会長より感謝状の贈呈が行われる



# お陰様と感謝の心が大切 国民の一人として共に時代を生き抜いた 平成今上天皇の退位に心からのご慰労の想い

昭和8年(1933)8月、大阪市生まれ。関西学院大文学部、国学院大神道専攻科卒。明治神宮権禰宜、大阪天満宮禰宜、四条畷神社宮司を経て、平成元年(1989)大阪天満宮第57代宮司。平成11年(1999)神職特級。平成12年(2000)国学院大学評議員会議長、平成16年(2004)大阪府神社庁庁長、神社本庁常務理事。平成29年(2017)大阪天満宮名誉宮司、神社本庁長老



大阪天満宮 名誉宮司 **寺井 種伯** さん(85歳)  
TERAI TANENORI

**寺井** 一昨年の四月に長年務めさせて戴いた大阪天満宮と四條畷神社の宮司を引きました。齢も八十五歳、この度は生前譲位(今年四月)される今上天皇と同世代ということもあり、感慨ひとしおの想いで、平成の御代から新しい御代への年を迎えお話をさせていただきます。天満宮は、大変有難い事に累代寺井家が司職、仕官を務めさせて戴いており、私で五十七代目です。大阪天満宮がご鎮座なさって千年余りになります。その三百年前、長柄豊碓宮(ながらとよさきのみや)の都が出来、孝徳天皇の御代ですが、その宮司を先祖がしていたと伝えられています。又、不思議な縁で石清水八幡宮の田中家とも親戚にあたり、田中家とは昔から親しくさせて頂いています。父君が神社本庁の総長職をされておられ、私も約六年間常務理事を務めたこともあり、ご一緒は多いですが、ご令息とは親しくお目にかかる機会も少なく、今回を楽しみにしております。

昨年十二月天皇陛下ご在位三十年奉祝の準備会に参列させて頂いた訳ですが、恐れ多い事ですが陛下と同じ年、終戦前東京が大変だつたことで陛下は、日光に疎開。私は父が滋賀県の日吉大社の宮司をしており、大阪からの学童疎開を受け入れる側で、イナゴや草木を食することもあり、当時の大変さが蘇って参ります。生前譲位のご決意も在位三十年の陛下ご苦勞を想いますと、心からのご慰労の想いです。

**改めまして累代の天皇の想いと共に、百二十五代に及ぶ天皇のご偉業を心からかみしめて、世界に類を見ない日本という国柄を再認識する時期であると強く感じますね。私も終戦前の少年期それ以後の大変な時期を振り返るのも、八月十五日が誕生日でして、日本の国柄と重ねての想いを、改めて深く感じております。**

**皇室の存在は 日本文化そのもの**

日本の伝統文化の面では、外国で日本の文化の素晴らしさを本当に詳しく知っておられ、例えば千四百年前の十七条憲法にも既に「和を以て尊しとすべし」日本人の原点ともいえるもので、考えればこれが明治維新の五箇条のご誓文にも通じていること。また、古事記、日本書記、源氏物語、枕草子、万葉集は、日本人の心を表していると言われ、私も改めて万葉集の和歌を詠み返したのですが、貴族だけでなく男性・女性そして一般人の句まで載せられていることも驚きで、先人のすごさと改めて認識を深めました。

私のところに来るボーイスカウトの方に、神道の話をしますが、「敬神崇祖」の意味を伝えていますが、敬神は大自然の恩恵のことです。自然の恵みについては現代人の生活にも繋がっているので身近に感じますし、その意味でも原点のものを見極めることが大切かと。

最近では、普通の会話で聞かれ

**特別対談後記**

平成時代最後の1月、新春に相応しい特別対談が実現しました。本紙に多年にわたりご協力頂いた寺井名誉宮司、一昨年、国宝石清水八幡宮での講話と特別拝観でご協力頂いた石清水八幡宮の田中権宮司の両氏の対談。

世代を越え、時を越えた、日本の歴史から地域の歴史と家族の絆等、未来へ大切な心について心ゆくまでのお二人のお話は奥深く、大変感銘を受けました。

(文責・加藤忠廣)

対談を終え、両氏固い絆が

協会広報部会  
役員と共に  
(大阪天満宮会館)

# 世界に誇れる日本の伝統文化の さらなる持続可能な継承と発信を 日本人の心の中の世界観、自分観、歴史の中で構築が!

昭和48年(1973)京都府生まれ。同志社大学経済学部を卒業後、國學院大學神道学専攻科で神職階位・明階(めいかい)を取得。平成10年4月より福岡県・太宰府天満宮において神職としての基礎を学ぶ。平成15年より田中家が累代宮司を務める京都府・石清水八幡宮に権禰宜として奉職。平成19年より同宮禰宜、平成25年7月に権宮司に就任、現在に至る。



石清水八幡宮 権宮司 **田中 朋清** さん(48歳)  
TANAKA TOMOKIYO

**田中** 本日のお話は本来であれば父と寺井名誉宮司と大変昵懇の縁戚でもあり、神社本庁でも親しい間柄で息子の私では、親子のお話になりそうです(笑)

石清水八幡宮の祀職は現在の宮司である私の父で四十三代目となります。田中家の氏(うじ)は紀州の豪族である紀氏で、平安時代・清和天皇の貞観元年(八五八)に鎮護国家の宗廟として八幡三所大神並びに大菩薩を宇佐神宮から勧請した弘法大師の弟子・紀行教大和尚は、第八代孝元天皇の三世孫で紀氏の祖とされる武内宿禰から数えて十五代目にあたりますので、紀氏としては五十八代目となります。

石清水八幡宮は、創建間もない円融天皇の御代に石清水臨時祭が勅により齊行されて以来、実に千三百三十年余りに亘って勅使参向のもと鎮護国家と生きとし生けるもの全ての御霊の平安を祈る神仏和合の祭祀が連続と継承されてきた宮寺で、歴史的には伊勢の神宮よりも先に「国家の宗廟」と称されています。

本日も一緒させて頂いている寺井名誉宮司様の寺井家と田中家との御縁は、とても深く、私の曾祖父・田中俊清は、

今回の特別対談は日頃より当協会との御交誼頂いております大阪天満宮名誉宮司 寺井種伯様と石清水八幡宮権宮司 田中朋清様によりまず公開の形で対談を大阪天満宮会館で開催致しました。

対談に当たり藤本広報部会長より両氏の交流の足跡紹介と対談テーマ、①平成から新しい御代へ、日本のこれからへのメッセージ、②新しい時代の日本の心の大切さをどう継承していくか、③世界に誇る日本の伝統的文化の発信、を始め両社の交流や文化心についても幅広く語って頂きました。

大阪天満宮社司・滋(しげ)岡(おか)孝長の三男として誕生し、明治維新の神仏分離による大変な混乱の中にあつた田中(あり)年(とし)「昇清」の養子として迎えられました。今日、田中家が存続させて頂いているのは、ほかならぬ滋岡家、寺井家の御蔭でありまして、こういう有り難い数多くの御縁の御蔭様で生かさせて頂いていることに感謝の気持ち一杯です。

古来私たちが日本人は、豊かな自然の恩恵を受けて生活を営む中で、自然界のあらゆる存在に霊的な何かが宿り、それら全ての働きによって人は生かされていると信じ、それらをかみと呼んで敬い祈りを捧げてきました。やがてそれらの神々が鎮まる場所は鎮守の森、神社となり、人々は神社を中心に地域社会を作り上げ、人と自然と神々の間の繋がりを大切に、日々の祭りを通じて世の中が平和であることや地域住民の生活が穏やかであることを祈ってまいりました。西暦五三八年に仏教が伝わりましたが、それは仏教という宗教が伝わったと言ふよりも、外国からやってきたありがたい教義や経典を持つ新しいカミとして受け入れられ、当時の近代的な国家基盤の形成に大きく役立てられ、今にも亘って、日本人は神道の神々と仏とを分け隔てることなく、共に尊いものとして敬つてきました。これは現代社会においても同様で、多くの日本人が自らを「無宗教である」としながら、ほぼ百パーセントの人々が毎年何らかの形で神社や寺院に参拝しています。このことは、宗教にとらわれない信心深い日本人の精神性を如実に表していると言えますし、更には宗教だけに限らず、ありとあらゆる文化に関しても、日本人の心の奥底には実に多種多様な八百萬神(やおよろずのかみ)に対する畏敬の念を重視する神道の価値観が、遙かな時を超えて脈々と存在し続けてきた

事をも証明していると考えます。

私は、昨年五月三十一日に国連ニューヨーク本部で開催された二〇一八年度国連SDGs(持続可能な開発目標)本部推進会議に世界連邦日本宗教委員会事務局長として招かれました。議長アンワル・K・チャウドリー国連永久大使(元国連事務次長)、ユネスコ、ITU、星野俊一国連大使、ウィルヘルム・トウーニングSDG本部部長、ミッシェル・ネデーイUNOP事務総長をはじめ国連本部職員、各国政府代表団を前に、鎮守の森に内在する日本の伝統的な神道の価値観に基づく世界の恒久平和という価値観の共同構築を実現する事を目的とする、国連常任理事国の国益に縛られることなく実質的な議論を国連で実施する事が可能な、産官学民文の代表者を組織される新たな会議体の設置を求めた提言演説を行いました。大変有り難いことに全会一致で承認・議決され、国連職員が設立したFOUN(国連の友)SDGs文化推進委員会の設置と初代委員長への就任を、国連本部会議場においてチャウドリー国連永久大使より要請されました。

私は、地球・人類が持続可能であるために必要なユニバーサルな知恵は、マクドナルド的なグローバルイズムに基づく均一化・均質化の価値観などでは無く、むしろ地域・ローカルに内在している多様な価値観が存在しているのではないかと考えております。言い換えれば、地球上のありとあらゆる地域に内在する様々な知恵は、親から子・孫への愛情の積み重ねによって継承・発展してきたエッセンスとしての多様な文化の中にこそ、普遍的具体的な価値を伴って伝承されているのですから、恐れ多くも皇室をはじめ、世界で唯一といつて良いほど持続可能な文化を伝承してきた私たち日本人こそが、今一度、足元に置き忘れかけている先人の知恵を問い学び直すのにとっても良い機会ではないでしょうか。



【談話録】

ひろば



世界文化遺産・国宝

賀茂別雷神社(上賀茂神社)を支え守り、そして次代の継承へ向けて

賀茂別雷神社

権禰宜 藤木保誠氏



本殿特別拝観後、藤木権禰宜と広報部会役員

葵の縁、二葉葵の由来と賀茂祭(葵祭)に因んだ事由

賀茂神話に由来する賀茂別雷神社(かもわけいかづちのかみ)を祭神とする上賀茂神社は、京都最古の歴史を有する社といわれ、その起源は遥か2600年以上前に遡ります。

現在のようにならぬ国内でも重要な神社の一つとなつた大きな由縁は、賀茂祭です。

今から約1400年前、欽明天皇の御代に、風水害に見舞われ農作物が実らず、国民は苦しんでいました。その窮状に天皇勅命により占いに占われたところ、原因が賀茂大神の祟りであることが判り、賀茂社に勅使を遣わし祭りを行いました。すると風雨は収まり、天下泰平・五穀豊穡になつたのが賀茂祭の起源で、以降重要な国家的行事となりました。

その祭は現在も、皇室の勅使を迎え往古の儀式を伝える古式豊かな祭りと知られ、江戸時代(東山天皇)の行列復興以来、当日の祭事に奉仕する全ての人が葵を飾るところから、今では「葵」として親しまれています。

「葵」とその継承について、権禰宜の藤木保誠さんよりお話を伺いました。



上賀茂神社への特別拝観後、広報部会管外研修会において藤木権禰宜より特別講話を頂く(H30.10.4 上賀茂神社別館)

上賀茂神社の社殿には葵(二葉葵)の文様が刻まれており、その由来は「山城国風土記」などにも伝えられています。御祭神、賀茂別雷神のことを語る「賀茂神話」によると、賀茂族の姫、玉依姫が加茂川で丹塗りの矢を見つけたところ、その子が賀茂別雷神です。賀茂別雷神が成人し、その祝宴の席で、玉依姫の父である賀茂建角身命が「お前の父にもこの酒をあげなさい」と言つたところ、賀茂別雷神は屋根を突き抜けて天に昇つていったので、父親が雷神であることが判明した。そして再会を望む母神、玉依姫に「葵を飾って、祭りを待って下さい」と告げた。と伝わっています。これが葵の起源で、平安の頃人々は「葵」のことを「あひび」と言っていました。「ひ」は神霊をまた葵とは「神と逢うこと」「逢う日」を意味し、二葉葵が縁(えにし)を結ぶと云われている由縁です。

こうして神と人との関係を結ぶ葵は御神紋となり、今日まで大切に守られてきた植物ですが、この二葉葵は今では大変少なくなつております。保護の必要性を痛感した当社では、福井県鯖江の氏子さんや各地の方に協力を仰ぎ、葵祭に欠かせない二葉葵の育成に取り組むほか、現在「葵プロジェクト」として、自然環境の大切さや伝統文化を正しく理解してもらい、伝承するための普及活動を行っております。

今も国家的行事として国の安泰や国家の安寧をお祈りしています。行列は京都御所を勅使を伴って出発。下鴨神社で祭儀を行った後、当社に参ります。皇室の勅使の御祭文奏上、牽馬、東遊、走馬等が古来の儀式そのままに行われ、さながら王朝絵巻のような景観です。また葵祭に先立ち、5月5日に行われる賀茂競馬(くらべうま)は、京都市の登録無形民俗文化財に登録され、現在行われている競馬の発祥とも云われています。堀河天皇の御代、寛治7年(1093)に始まる神事で、「天下泰平・五穀豊穡」を祈願するもので、古くは「徒然草」にも描かれています。年間約70もの祭事を執り行っています。賀茂別雷神を祀り、上賀茂の地を守る祭りを新たな時代へ継承していきたいと思っております。

世界文化遺産・国宝 上賀茂神社 皇室縁(ゆかり)の社、王朝絵巻のような千年の歴史を伝える葵祭



神山の木の名残り「立砂」



境内を流れるならの小川



一の鳥居から見た参道



古来よりの二葉葵の苗木

日本皇室の古来からの国家的行事としての葵祭 社と葵の縁(えにし)大切に 1994年(平成6年)にユネスコ世界文化遺産として登録された「古都・京都の文化財」17ヶ所の寺社城跡の中でも、最初に紹介されるのが賀茂別雷神社(上賀茂神社)神代の時代(678年)より社殿が築かれ、桓武天皇の平安京遷都以降は、皇城鎮護の神、山城国の宮として歴代の天皇が行幸、奉幣祈願の社として伊勢神宮に次ぐ、全国神社の宮幣大社の筆頭として、明治より終戦まで誉れをもつ社です。毎年5月15日は、賀茂祭(葵祭)が盛大に催され、時代絵巻のような華麗な祭事は古くから京都を代表する大祭として親しまれています。 国宝の本殿の参拝、特別拝観にご協力頂いた藤木権禰宜もまた千年に亘る社家の神職を務めた家系で特別拝観始め、ご講演では葵の縁(えにし)にまつわる大変貴重なお話を聞き、上賀茂神社の歴史に改めて感銘を受けました。(文責：加藤忠廣)

『公平な税を考える』



門真稅務署 個人課稅第一部門 統括國稅調查官 達本 浩昭

小学生が制度の良し悪しを考慮する根拠にあったものが「公平性」という問題でした。

税の公平性を考えるに当たっては「垂直的公平」と「水平的公平」があります。「垂直的公平」とは、所得の高い人が税を多く支払うことにより、所得の低い人へ所得を再分配することで公平を達成するといふ考え方で累進課税制度が当てはまります。「水平的公平」は同じ所得の人は同じ税を支払うといふ考え方です。「垂直的公平」は国税庁の統計情報から申告所得税の階級別の課税状況を見ると、所得金額が200万円以下の納税者数は全体の30.9%で、この層が負担する税額は全体の1.0%となつていますが、この層が負担する税額は全体の83.0%を占めており「垂直的公平」が伺えるものとなつています。

消費税はすべての人に等しい税率で負担を求める税ですが、所得の低い人ほど税の負担感が大きくなる「逆進性」という問題があり、この不公平感をやわらげるために

軽減税率制度の導入が考えられました。

また、最近では高齢化社会を迎え、社会保障給付は高齢世代中心負担は現役世代中心となるなど「世代間の公平」も考えなければならぬ時代となつてきています。

現在も過去からも、あらゆる人に公平な税はないと思ひますが、公平に近づくように色々な税の種類を組み合わせて考えられているのが現在の税制であると思ひます。日本のこれから先は、ますます進む少子高齢化と人口の減少が予想される中ではありますが、国の財政を支える税は必要不可欠なものでありますし、時代にマッチした税制を考える必要があると思ひます。新しい時代を迎える節目の本年はこのようなことを考えていただく良い機会ではないかと思ひます。

最後になりますが、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方のご事業の繁栄とご健勝を心から祈り申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



門真稅務署 個人課稅第三部門 統括國稅調查官 寺崎 福美

『すべてがFになる』

森 博嗣 著

この本は原稿を依頼されたときに真っ先に頭に浮かんだ本で、2004年に出版された著者のデビュー作品です。15年ほど前に、先輩から読んでみて！と言われ手にしたのですが、すっかりはまつてしまひ、その後、この著者の本はほぼ揃えています。

内容としては、建築学科1回生のヒロインが事件に遭遇し主人公の助教がやむを得ず解決するというものです。

こう書くのと、良くあるパターンのミステリですが、出版当時は「理系ミステリー」という新しいジャンルと呼ばれていました。それは、著者が名古屋大工学部の助教であったことから、専門用語での会話や装置や仕掛け、トリックに工学などの理系分野が使われていたからです。

理系の知識はなくても、登場人物が個性豊かでストーリーが面白くあつたという間に読んでしまつたのですが、この著者ものすこいペースで執筆し、年間10冊、多いときは月2冊のペースで執筆するのでも、すぐに次の本を読むことができたので、残念ながら、現在は執筆活動を縮小しており、忘れた頃にしか出版されていません。次回作を期待して待つて待っています。



♪ 申告に関するご質問や必要な書類の確認などをしたい方は…

お電話で問い合わせることができます。

門真税務署(06-6909-0181)に電話をかけていただき、音声ガイダンスの「0」番を選んでいただきますと、電話相談センターへつながります。

電話相談センターでは、相談したい税金の種類ごとに、専門の税務相談官が配置され、わかりやすく、親切・丁寧に対応します。

♪ 作成済みの申告書等を提出される方は…

申告書等は、郵送等で提出することができます。

還付申告をされる場合は、**2月15日(金)以前でも提出できます。**

♪ 申告書の作成・相談を希望される方は…

門真税務署の申告書作成会場は

**「守口門真商工会館** (門真市殿島町6-4) です。

開設期間 **2月18日(月)～3月15日(金)**  
開設時間 午前9時～午後5時 (土・日を除く)

※ 相談受付時間は、**午後4時まで**

注

上記の期間は門真税務署庁舎内に、「申告書作成会場」を設けておりません。上記以外の期間も、通常の相談窓口での対応となります。混雑状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

♪ 申告会場は非常に混雑します。ぜひ、e-Taxのご利用を!

お問合せ先のご案内

事前準備、送信方法、エラー解消など  
作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク ☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)  
受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の  
ICカードリーダーの設定などに関するお問合せ

マイナンバー  
フリーダイヤル ☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：平日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)  
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常の通話料金となります。)



個人の方へ

ネットが便利 申告・納税 e-Tax



※ ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

1 マイナンバーカードを取得

① 郵便やインターネットなどで申請

パソコンやスマートフォンからでも申請できます。

② 市区町村で受取

住民票のある市区町村から交付通知書が届きます。

※ マイナンバーカードの申請方法、受取方法などについては、「マイナンバーカード総合サイト」(www.kojinbango-card.go.jp)でご確認ください。



2 ICカードリーダーを準備



※ パソコンとマイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダー又はスマートフォンが必要となります。詳しくは「公的個人認証サービスポータルサイト(www.jpki.go.jp)」でご確認ください。

3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

① 画面の案内に従って利用者識別番号(ID)を取得

※ 既に利用者識別番号を取得されている方は不要です。  
※ 平成31年(2019年)1月以降は、より簡易な登録で利用できます。

② マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録

※ 住民基本台帳カードの電子証明書をe-Taxに登録している方が新たにマイナンバーカードを取得した場合も電子証明書の再登録が必要です。

③ 申告書等データを作成、送信

※ 申告書等データを送信した後、受信通知(受信結果)がメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

もっと便利に!

平成31年(2019年)1月からe-TaxのIDやパスワード(暗証番号)を入力することなく、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます(マイナンバーカード方式)。

※ 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば引き続きe-Taxでご利用できます。



北河内府税事務所からのお知らせ

大企業の電子申告の義務化について

平成30年度税制改正により、大企業が行う平成32年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人府民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

改正の概要は次のとおりとなっております。



© 2014 大阪府もずやん

1. 対象法人

次の内国法人が対象となります。

- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

2. 対象税目

- ・法人事業税及び法人府民税

3. 適用開始事業年度

- ・平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から適用



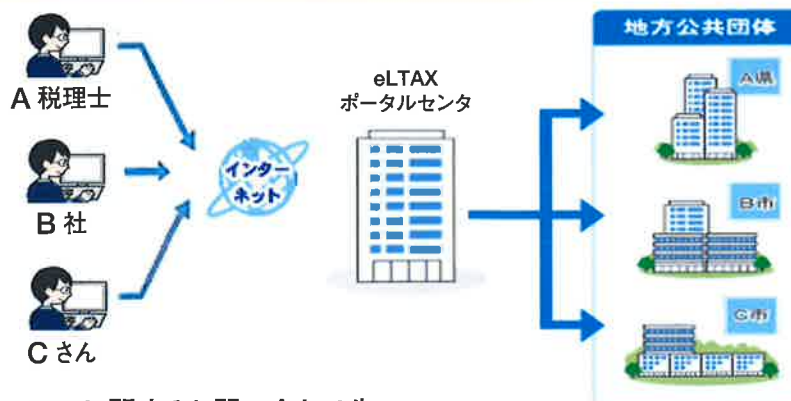
4. 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類

\*市町村へ提出される法人市(町村)民税についても電子申告が義務化されます。詳しくは各市町村へ、お問い合わせください。

\*税務署へ提出される法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税についても電子申告が義務化されます。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

エルタックスを利用すると、申告などがインターネットで簡単、便利に!!  
～法人府民税・事業税はネットで申告・申請・納税を～



エルタックスを利用すると、大阪府をはじめ全国の自治体に、インターネットで法人住民税・事業税・地方法人特別税の申告・申請手続きを行うことができます。

大阪府では、エルタックスを利用して電子申告を行った法人府民税・法人事業税・地方法人特別税について、インターネットバンキング等の利用による電子納税を行うことができます。

eLTAXに関するお問い合わせ先

- 【ヘルプデスク】 1. 電話番号：0570-081459(ハイシンコク) 全国一律市内通話料金 03-5500-7010(IP電話やPHSなどの場合 通常通話料金)  
2. 受付時間 9時～17時(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く)

\*電子申告手続きの詳細については、eLTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。  
(お問い合わせ先) 大阪府北河内府税事務所 法人課税課 TEL072-844-1331(代表)



「理」と「情」

箕面・学園の道「時習堂」館長

北山 顕一



【プロフィール】

昭和21年奈良県生まれ。昭和44年松下電器(現パナソニック)入社。山下俊彦社長の秘書もつとめ、その後ビデオ事業部事業部長、大阪松下LEC(株)社長、松下幸之助商学院学院長などを歴任。現在、(株)あさひ(東証一部)監査役、箕面・学園の道「時習堂」館長。

「理」は「すじみち」のことであり、「道理」であり、「頭」の働きです。これを明文化したものがルールや制度となります。一方、「情」は「なさけ」のことであり、「人情」であり、「心」の働きです。これは人により事柄により変わりますので、固定できません。もし「理」だけで事を運ぶとすると、透明性は高いですが、人間味に欠ける面があります。かといって「情」だけで事を運びますと人間味はあるが、俗人性が強まり、透明性に欠けることになってきます。したがって、物事をうまく運ぶには、「理」と「情」のバランスを如何にとるかが大切となります。松下電器(現パナソニック)創業者の松下幸之助氏は、「理に情を添えよ」と言われました。つまり、原則的には「理」を重んじながらも、そこに「情」を加味せよということであり、実に妙味のある言葉だと思えます。

成果を挙げられました。つまり、借りた金を返すのは道理であるが、相手の事情もある程度勘案して、つづれずに少しづつでも返してゆけるように考慮する事も必要。しかしながら、頑として返済に応じない場合は、司直の手に委ねるということ。法ある時は法に従い、法なき時は慣習に従い、慣習なき時は情理に従う」という言葉もありますが、この「情理」も「情」と「理」のバランスをよく考えて行動せよということだと思われ。とかく現代の世の中は、「理」に偏(かたよ)り過ぎて杓子定規(しやくしじようぎ)な対応に終始して、結果として物事がうまく運ばなくなったり、「情」に溺れてルールを逸脱してしまったりすることによる事件が散見されます。「理」と「情」、このバランスを取ることにはかなり難しいことではあります。それに成功して成就した出来事は歴史上非常に多いのも事実です。お互い「情理を尽くす」ことに知恵を絞り、努力を重ねること。大切な心構えだと思えます。

50音で学ぶ人の道

北山先生が人間としてのありたい姿を50音でまとめられています。5・7・5調となつていきます。

平成24年度から始まった人間力養成講座(北山塾)は昨年第7回を終了いたしました。今年度は、明治維新150周年を記念して、明治維新の功労者、西郷隆盛の遺訓「西郷南洲翁遺訓」と、維新後の近代日本建設の精神的支柱となった福沢諭吉の「学問のすすめ」そして「芝居しと安心堂白雪姫」をはじめとした企業の事例から、企業人としてまた人間としての生き方を学びました。

本コラムをはじめ、大阪府下青年部会での講演や先生が館長の時習堂での管外研修会など、多方面でご尽力いただきました。

**【平成30年分 所得税確定申告について】**

会員の皆様で平成28年分以降の確定申告において地区相談会場等で申告された方や、e-Taxで申告された方などは、申告書等が送付されません。青色申告決算書・収支内訳書等が必要な方は、事前に納税協会へお申し出ください。

また、確定申告の際は、事前に門真税務署から送付される「確定申告のお知らせ」(葉書又は封書)をご持参ください。

**【平成30年分】**  
**所得税確定申告期における無料相談所開設のご案内**

日 時 2月18日(月)から3月13日(水)(土、日を除く)  
※但し2月24日、3月3日の日曜日に限り開設します。

受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時

場 所 公益社団法人門真納税協会 会議室 (門真市殿島町8-10)

※会場の混雑状況により受付終了時間を繰り上げる場合があります。

確定申告のお知らせ(イメージ)

「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載

① 申告の総額	9,999,999,999円
② 法人住民税(仮)の額	9,999,999,999円
③ 法人事業税(仮)の額	9,999,999,999円
④ 法人府民税(仮)の額	9,999,999,999円





【石造十三重塔】

鎌倉時代の石塔で、基礎部に「嘉元2年(1304年)寺講衆四十余人」の銘文があり、1970年(昭和45年)大阪府の有形文化財に指定されている。



【勅使門】

現在でも、菊と桐の門を浮き彫りにした勅使参向の時に出入りに使われる勅使門。19世紀初めのころの再建とされ4脚門の様式。



門前の傍らに建つ「勅願所」石清水八幡宮御本地天筆如来、「西水四十八願所第46番 本山来迎寺」石標。



本堂にて、広報部会役員と白川住職

来迎寺(らいこうじ)は、紫雲山聖聚院佐太本山来迎寺とい、天筆如来(阿弥陀・観音・勢至の三尊のみ影)をおまつりしています。創建は大念仏中興の法名上人の弟子の実尊上人が正平二年(1347年)に下仁和寺守口村に一字を建立したのが始まりといわれ、今もその来迎寺の地名を残しています。かつて守口市来迎町にありましたが、来迎寺独特の相續法により各地に移転すること二十六回、延宝六年(1678年)三十世慈光上人の時に守口市梶町から現在の地に移りました。

第55世白川住職に聞く 勅願所の昔れ、今も大切に！  
白川住職のお話によると、明治5年までは融通念仏宗佐太派63ヶ寺の本山としてあり、現在は浄土宗の一寺院ではあるものの、いまなお融通念仏宗の行事も残しつつあるとのこと。ご本尊の天筆如来は、毎年10月28日、29日の法要にて公開されています。また、南朝の後村上天皇より「国家の安全を祈願すべき」との勅命を受け、それよりのちは勅願所となり、勅使門などにその面影を残しつつ、格式を今に伝えています。現第55世白川住職は、地元の仏教会や地域の人に境内等を利用してもらい、来迎寺を地域の拠り所とし、交流の場としても親しまれています。



【年間行事ごとに公開される幽霊の足跡】寛保3年(1743)、「お石」という女の幽霊が来た折、当時の35代慈天上人が念仏回向をされたお札に足跡を残したと伝えられている幽霊の足跡。



〔表紙写真〕 賀茂別雷神社

広報部会管外研修で訪れた時の写真です。細殿の前にある「立砂」と呼ばれる盛り砂は、賀茂別雷神が降臨したと伝えられる本殿の背後に位置する「神山」を模したもので、この円錐形の立砂こそが「清めの砂」の起源となったものなのです。

数多くの国、府の重要文化財 往時の寺観と天皇勅願所の景観が 守口来迎町より佐太へ移って331年(1678年)に建立された来迎寺は、享保3年(1718年)に本堂の用材で再建された客殿及び玄関、明和2年(1765年)再建された庫裏、安永4年(1775年)の長屋門、江戸時代後期の表門(四脚門)、土塀を残し、その景観は壯観、往時を伺い知ることが出来ます。また、当寺には数多くの文化財が伝わり、「絹本着色八幡曼荼羅図」は国指定重要文化財(勇山八幡宮の七社の神像を描いた鎌倉時代のもの)、寺庭にある石造りの十三重塔は、基礎部に嘉元2年(1304年)「寺講衆四十余人」の銘文があり鎌倉時代の石塔として府の文化財に。その他全国でも唯一と言われる後村上天皇画像など貴重な文化財が残され、寺観と共に来迎寺の往時の隆盛が偲べれます。

# 倶会一處 浄土宗佐太本山 来迎寺

「天筆如来」勅願所の格式、今に残す名刹 国、府の重要文化財数多く、幽霊の足跡現存



守口市の保存樹木に指定の手入れされた松

浄土宗 佐太本山 来迎寺  
守口市佐太中町7丁目11番17号  
電話 06-6901-0336

## 守口編

焼き立てのパンで毎日に喜びのおいしさを

大阪市営バス守口車庫前

### フランチャイズで全国展開中

全国1号店大阪都島本通店(医療センター向かい)に次ぐ2号店

### 高級素材を使ったこだわりの テイクアウトのメロンパンとパイ



プレーンメロンパン(190円)  
ふんわり柔らかな生地にあるアーモンドパウダーを使用した風味豊かな定番メロンパンです。



シナモンメロンパン(190円)  
ふんわりとした食感のパン生地にはシナモンシュガーを乗せて焼き上げています。



【新商品】  
リッチプレーン(190円)  
一番人気のプレーンがより高品質に、よりおいしくなって新登場。今年一押しの新商品です。



チョコチップメロンパン(210円)  
ふんわりとした食感のパン生地にチョコチップ入りビスケット生地がトッピングされています。



宇治抹茶メロンパン(210円)  
抹茶風味の生地には抹茶入りのビスケット生地をかぶせ、本格宇治抹茶を使用しています。



アップルパイ(280円)  
本場フランス産。生地はサクサクで、程よいりんごの酸味とほのかな甘みが広がります。



【数量限定】  
紅はるかメロンパン(230円) ◎  
【数量限定】  
マロンクリームメロンパン ◎(230円)



住所：大阪府守口市京阪本通2-8-2  
電話：06-7710-6998  
営業時間：10:00～20:00  
URL: <http://www.melonn-de-melon.com/>  
※開店時は商品を限定して販売します。  
※商品がなくなり次第販売を終了します。



門真納税協会  
会員証のご提示で  
リッチプレーン  
1個100円にて  
お一人1日10個限定  
2019年1月31日まで

焼き立てのおいしさを  
テイクアウトでお気軽に

昨年12月にオープン3周年を迎えた「メロン・ドウ・メロン」京阪本通店(大阪エリア)オーナー櫻井鷹一郎さん、店長神田綾子さんは、いま全国展開中の「テイクアウトで手軽に買えるメロンパン」の2号店で、国道1号線沿いの大阪市営バス守口車庫すぐ向かいにある。遠くからでもよく目立つ大きなメロンパンの看板のかかるお店は、新規オープン時には全国各地で行列のできるほどの人気店になっていくそう。店長の神田さんは「ふんわりと柔らかなブリオッシュタイプの生地にはアーモンドパウダーを贅沢に加えたビスケット生地を使った一番人気のプレーンメロンパンやヨーロッパ産の発酵バターをたっぷり使ったクロワッサンなど材料を厳選して焼き上げています。」とのこと。新春を迎え、村岡さんお薦めのメロンパンは「スイス産の発酵バターをたっぷり使った口どけの良い生地にはカスタードクリームを練り込んだビスケット生地、よりおいしくなった新製品のリッチプレーンメロンパン190円。数量や季節限定の「紅はるか、マロンクリーム、チョコバナナ」や定番の「チョコチップ、宇治抹茶、マロン、紅茶、シナモン」風味のメロンパンも全国的に人気の商品。オーナーの櫻井さんは「最初の2年ほどは1号店の都島本通店とごで研修を受けた店長が福岡、兵庫、愛知、広島など全国各地でこだわりのメロンパンを焼いています」と熱く語る。また櫻井オーナーから、「守口京阪本通店限定で1月31日まで門真納税協会会員証を提示していただければ店頭にあるリッチプレーンメロンパンを1個100円(お一人1日10個までに限定)にします」との新春にあさわしい嬉しいお年玉プレゼントをいただいた。





◎間税部会  
◎秋季見学会の開催

10月24日(水)黄桜伏水館とサントリール京都ビル工場の見学会を開催。黄桜では現在までの黄桜の歴史を、サントリールではこだわりの製造工程を見学し、参加者一同楽しいひと時を過ごされました。



◎総務部会  
◎第31回理事会の開催

10月19日(金)納税協会3階会議室に於いて、第31回理事会を開催。各事業部会よりの報告、税を考える週間行事、職務執行状況報告、規程の新設と改正、組織強化等について審議がなされました。



◎青年部会  
◎府下青連協講演会の開催

10月16日(火)新阪急ホテルに於いて大阪府下プロック青年部会連絡協議会講演会を開催。講師の北山頭一氏(箕面・学園の道「時習堂」館長)より「より良い人生を送るためのヒント」のテーマでご講演がなされました。



◎女性部会  
◎女性部会研修会の開催

11月27日(火)明治維新150年を話題とした京都二条城の見学と六盛での昼食、伊藤久右衛門を訪ねる女性部会研修会を開催。女性部会員の親睦と交流を深めるの素晴らしいひとときを過ごしました。



◎青年部会  
◎青年の集いへの参加

11月21日(水)和歌山県民文化会館で開催された納税協会青年の集い、和歌山大会に参加。各プロックからの租税教育活動の発表の後、竹中平蔵氏の講演、意見交換会がなされました。



◎個人資産税部会  
◎簿記教室・パソコン会計教室の開催

11月1日(木)、5日(金)、7日(土)、9日(日)個人事業者のための簿記教室を開催し、帳簿のつけ方等を税理士より説明がなされました。続いて、12日(月)パソコン会計教室を開催。



◎個人資産税部会  
◎消費税軽減税率説明会の開催

12月4日(火)、5日(水)門真納税協会会議室に於いて消費税軽減税率制度説明会を開催。制度の概要及び事業者支援措置について税務署担当官より説明がなされました。



◎青年部会  
◎管外研修会の開催

11月28日(水)北山頭一氏随行的のもと、温故知新のテーマで創業100周年を記念してリニューアルされたパナソニックコミュニティ館の見学と箕面学問の道「時習堂」で研修会を開催しました。



◎総務部会  
◎地区役員会等の開催

10月17日(水)門真地区、11月19日(月)四條畷地区、11月26日(月)大東地区、それぞれ役員会を開催し、会員拡大について協議。真税務署より消費税率軽減税率制度の説明がなされました。



◎女性部会  
◎租税教室への協力

12月17日(月)女性部会役員の協力により門真市立門真小学校で租税教室を開催。門真市役所の職員が講師を務められ、授業を受けられた児童たちは熱心に勉強していました。



◎青年部会  
◎講師養成研修の開催

12月6日(木)門真税務署別館で開催された租税教室講師養成研修に青年部会員、女性部会員が参加。税理士会の担当講師より租税教室の進め方、またパネルディスカッションが行われました。



◎青年部会  
◎年末講演会の開催

12月5日(水)松心会館会議室に於いて、年末講演会を開催。門真税務署長より、「理想の経営者について」星野仙一の人生哲学のテーマでご講演を戴き、続いて意見交換会がなされました。



平成30年度 税を考える週間報告  
税を考える週間行事に併せて管内で多彩な事業を開催!



作文表彰式



守口文化センターにて(12月12日)



税を考える週間のプレイベントとして、オペラコンサートに併せて、税のパネル展、税金クイズを実施。多くの観衆がオペラを堪能。また、JCOMがまちかどコンサート取材!

まちかどコンサート  
ポップタウン住道オペラパークにて盛況に!  
(11月6日)



税金クイズとふれ愛コンサート  
守口文化センターにて(12月12日)

門真第7中学校の生徒、一日税務署長として大活躍!

超満員の観客の中、第1部では、一日税務署長を委嘱された作文表彰で優秀な中学生の生徒さんより、税の作文朗読と税金クイズ、第2部では、多くの音楽ファンに親しまれている大阪桐蔭高等学校吹奏楽部の素晴らしい演奏会が行われた。



音楽監督の梅田先生と大阪桐蔭高等学校吹奏楽部のみなさんの演奏



京阪百貨店駐車場で行われた守口市民まつりでは、FMの取材、租税教室のPRも実施。



四條畷西中学校グラウンドで行われた四條畷市民の集いに参加、税金クイズや税のPRを行う。

管内市民まつりに協賛  
税のPR・税金クイズ等を実施





納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

納税協会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
納税協会の輪

 **大同生命保険株式会社**

大阪中央支社/  
大阪府大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館・大同生命ビル8F)  
TEL 06-6942-0391

 **AIG 損害保険株式会社**

大阪中央営業支店/  
大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス36F)  
TEL 06-7223-2020